

輸出用木材こん包材に関する認定・登録業務実施細則の一部改正について

(平成26年10月15日)

2013年4月に開催された植物検疫に関する国際委員会で「国際貿易における木材こん包材の規制」（国際基準No.15）の改正が行われました。これを受けて2014年7月31日に農林水産省消費・安全局長通知の「輸出用木材こん包材消毒実施要領」が一部改正されました。これらの改正内容に従い全植検協の「輸出用木材こん包材に関する認定・登録業務実施細則」も2014年10月6日に一部改正されました。施行は2014年12月1日です。主要な改正点は以下の通りです。

なお、国際基準No.15の改正により、新たな処理方法とされた誘電加熱処理（電子レンジ方式）については、その認定審査基準を早急に策定することは困難であることから、当面は認定を行わないこととし、実施細則には誘電加熱処理に関する事項は一切記述されておりません。

改正された国際基準No.15及び実施要領は植物防疫所のホームページをご覧ください。

1 国際基準No.15の改正に伴う実施細則の一部改正事項

（1）従来の熱処理に関する留意事項として追加された事項

- ① 木材の周囲とその中を通過する適切な空気の流れを確保できるように、処理される木材を加熱室内に積み入れること。
- ② 積まれた木材の中におかれた棧が、適切な空気の流れを確保するのに必要な方法で使用されること。
- ③ もし最低温度が維持されていない場合は、全ての木材が熱処理要件（56℃で連続30分間処理）に従って処理されることを確保するため、是正措置をとること。（例えば、処理を再スタートする、処理時間を延長し、必要に応じて温度を上げる等。）。

（2）臭化メチル処理に関する留意事項として追加された事項

24時間後に最終最低濃度が達成されなかった場合は、以下による。

- ① 処理を再スタートする。
- ② 濃度における逸脱が5%までの場合は、規定されたC T値を達成するために処理の最後に2時間以内の処理時間を追加する。

2 その他の改正事項

（1）熱処理実施者認定申請書の（注）に処理済み材の保管場所の見取り図を添付することが追加された。

（2）3ヶ月ごとに担当の地域協会に提出される消毒実績やスタンプ押印実績は、翌月の10日までに提出することとされていたが、15日までとされた。

なお、改正された実施細則については本ホームページの「証明手続きの概要」をご覧ください。